

# 建設業者の皆さんへ

－入札・契約制度の改正について－

入札・契約制度について、次のとおり改正いたします。

## 1. 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の引き上げについて

当分の間、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定基準を、下記のとおりとします。

改正後	現 行
① <u>直接工事費の100%</u> （ただし土木工事と舗装工事以外は上記の95%）	①直接工事費の100%（ただし土木工事と舗装工事以外は上記の95%）
② <u>共通仮設費の100%</u>	②共通仮設費の100%
③ <u>現場管理費の80%</u>	③現場管理費の70%
④ <u>一般管理費の30%</u>	④一般管理費の30%
①～④の合計（1万円未満の端数は切り捨て）	①～④の合計（1万円未満の端数は切り捨て）

## 2. 適用時期

平成24年6月12日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用。